

せいそう 労 働 者 速 報

2019年6月20日
No. 1138
東京清掃労働組合
企画・総務局

令和元年度夏季手当（第2回）団体交渉

区長会：現行の条例、規則どおりに支給

清掃労組：現時点においてはやむを得ない



6月20日（木）19時33分より、夏季一時金に係る団体交渉がもたれ、5月21日に我われが提出した「2019年度の夏季一時金等に関する要求書」に対する回答が示されました。

区長会は、夏季一時金に関する要求には応えられる状況にないとして、現行の条例、規則どおりに支給することとして、特別給の水準については今後も国、他団体の動向等を踏まえて慎重に検討していくとの回答がありました。また、勤勉手当については、今後もそのあり方について検討していくとしたものの、現時点では適切なものと考えているとの考え方方が示されました。

我われとしては、一時金関連要求について現行どおりとする回答に対して不満を表明し、その他の項目についても今後の労使協議によって解決を図るべき課題であることを申し述べ、夏季手当については、支給時期の関係から現時点においてはやむを得ないと受け止めることとしました。

我われは、様々な課題を浮き彫りにして、区長会のかたくなな姿勢や認識を打破するためには、各支部からの闘いも重要になります。本部・地連・（総）支部が一体となって、納得のいく制度確立に向け、全組合員の総力を結集して闘い抜きましょう。

夏季期末・勤勉手当支給率

【定年前職員】

期末手当	勤勉手当	支給月数計
1. 15月	0. 95月	2. 10月

【再任用職員】

期末手当	勤勉手当	支給月数計
0. 65月	0. 45月	1. 10月

令和元年度夏季手当（第2回）団体交渉

1. 日 時 2019年6月20日（木）19時33分から19時48分

2. 場 所 東京区政会館203会議室

3. 出席者

区長会：

鈴木副区長会会長（目黒区）、田中副区長会副会長（港区）、佐藤副区長会副会長（荒川区）、寺田副区長会役員（新宿区）、内田副区長会役員（北区）、柳澤副区長会役員（渋谷区）、筧副区長会役員（葛飾区）、志賀副管理者（特人厚）

オブザーバー：藤田人事企画部長（特人厚）、伊藤調査課長（特人厚）、
藤野勤労課長（特人厚）、広瀬副参事（特人厚）

清掃労組：

中里中央執行委員長、西村副中央執行委員長、江森副中央執行委員長、
多田書記長、田口書記次長、森田常任中央執行委員、萩原常任中央執行
委員、倉貫常任中央執行委員、坂部常任中央執行委員、渡辺常任中央執
行委員、泉田常任中央執行委員

4. 議事録

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、夏季一時金等について、皆さんから要求のありました事項につ
いて、回答いたします。

さて、内閣府による今月の月例経済報告では、「景気は、輸出や生産の弱
さが続いているものの、緩やかに回復している」とする一方、その先行き
については、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなか
で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。た
だし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、
中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市
場の変動の影響に留意する必要がある」とし、引き続き警戒感を示してお
ります。

また、内閣府による本年4月の景気動向指数の速報値では、基調判断について、3月に引き続き、景気後退の可能性が高いことを示す「悪化を示している」とし、国内景気の見通しは、予断を許さない状況にあります。

このような経済状況のもと、特別区の財政状況は、依然として厳しく、限られた財源で、質の高い区民サービスを提供していくためには、より一層の公務能率の向上に努めていかなければなりません。

私どもは、職務給の原則の徹底を始め、職員の勤務条件について、社会一般の情勢に適応したものとなるよう、不断の見直しをすることが極めて重要であると考えております。そして、このような取組を継続することこそが、各特別区における区民サービスの向上、ひいては、区民の区政に対する信頼を一層高めることにつながるものと確信しております。

ただいま申し上げました考えに基づき、夏季一時金について、国及び他団体の状況、民間企業における支給状況等を考慮し、慎重に検討してまいりました。

その結果、夏季一時金に関する皆さんの要求には、応えられる状況にはないと判断しましたので、現行の条例、規則どおりに支給することといたします。

なお、特別給の支給水準については、今後も国、他団体の動向等を踏まえて、慎重に検討してまいります。

次に、勤勉手当を廃止し、期末手當に一本化すべきとの要求について申し上げます。

勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されるものであり、期末手当とは基本的に性格の異なるものであります。

期末手当、勤勉手当の支給割合については、人事委員会の勧告を踏まえ、国や他団体の状況等を考慮した上で決定しており、現時点においては適切なものと考えておりますが、今後もそのあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、特別給における欠勤等の取扱いに関する要求について申し上げます。

現行の制度は、他の給与制度との均衡や各休暇制度の趣旨等を考慮して

構築しているものであり、現時点では改正の必要はないものと認識しております。

次に、基準日主義に関する要求について申し上げます。

基準日現在の服務の状況により支給対象外となる職員の範囲については、国及び他団体の状況等を勘案して設定しているものであり、現状では、改正は困難であると考えております。

次に、非正規労働者等の夏季手当に関する要求について申し上げます。

皆さんとは、来年度から、所要の要件を満たす会計年度任用職員に、期末手当を支給することで妥結しております。現在、各区において、条例の整備を始め、会計年度任用職員制度の運用開始に向けた準備を進めているところですが、引き続き、確実に対応してまいりたいと考えております。

次に、担当技能長職の配置について申し上げます。

皆さんからは、各区における担当技能長職の設置状況について、調査をするよう要求をいただいております。私どもは、現在、各区における昨年度の昇任選考の実施状況を取りまとめているところでありますので、結果がまとまり次第、その内容について検証するとともに、可能な範囲で、皆さんに情報提供をさせていただきたいと考えております。

次に、技能主任の任用資格基準について申し上げます。

私どもいたしましては、一昨年度の皆さんとの妥結をもって、任用制度に関する喫緊の課題は、解決されたものと考えておりますが、引き続き、各区における制度の運用状況等を注視し、課題があると認められるときは、適切な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、勤勉手当の成績率について申し上げます。

私どもは、近日中に、各区に対し、勤勉手当の成績率の運用状況に関する調査を依頼する予定でありますので、この調査結果については、可能な範囲で、皆さんに情報提供をさせていただきたいと考えております。

次に、雇用と年金の接続について申し上げます。

今月 11 日に開催された政府の経済財政諮問会議において、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」、いわゆる「骨太の方針」の原案が示されました。その中では、「平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、複雑

高度化する行政課題に的確に対応する観点から、平成30年8月の人事院の意見の申出も踏まえて、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」と言及されております。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として定めることから、私どもは、政府の動向を引き続き注視し、適時に、皆さんと情報を共有するとともに、特別区に与える影響について、慎重に分析してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、5月21日に私どもが提出した「2019年度の夏季一時金等に関する要求書」への回答が示されました。

夏季一時金について、私どもの要求に応えられる状況にはないと判断し、「現行の条例、規則どおりに支給する」とのことあります。

清掃事業は、梅雨期の長雨から真夏の酷暑と、これから一年を通じて最も過酷な作業環境を迎えます。収集職場においては、激しい降雨、強い直射日光、路面からの照り返し、収集車両の放射熱により、また、清掃工場においては、高温多湿、焼却炉の放射熱、気密型の作業服や防じん防毒マスク着用での長時間作業により、毎年のように熱中症にかかる職員が多数出てています。

ただいま示された回答は、その他の要求も含めて、私どもの切実な要求に全く応えていない不満なものであります。年々厳しさを増す酷暑の中や大型連休中であっても1日たりとも滞ることなく、区民の生活衛生環境を維持するため、日夜奮闘している職員の切実な思いを真摯に受け止めているとはとても思えず、遺憾であると言わざるを得ません。

この際でありますから、いくつか申し上げます。

都区制度改革の一環として、清掃事業が東京都から特別区に移管されて20年目に入りました。

都区制度改革で議論されてきたのは、清掃事業という区民にとって身近な行政について、できる限り区民に身近なところで行うという特別区の自治権拡充、地方分権改革そのものであります。

地方分権改革の本来の目的は、住民に身近なサービスの提供は、住民に身近な自治体が行うことを基本として、そのための政策を自治体現場の実情に見合った形で立案し、実施していくとするものです。区民にとって

安全で安心な住環境を守る清掃事業は、自治の課題そのものです。

しかし、現実には行財政改革の名の下に、合理化の対象とされ、安易な民間委託や不安定雇用の非正規労働者の多用が進められてきました。

日本は、現在、超高齢社会を迎えていました。超高齢社会における廃棄物行政のあり方は、今後大きな社会問題としてその対応が問われることになります。「地方再生」、「地方創生」の本旨は、地域とそこに暮らす地域住民を守ることにあります。どれだけ地域の住民の知恵を集め、行政と住民がいかに協働して魅力ある地域を創ることができるかにかかっていると言つても過言ではありません。

区政の第一線で働く清掃職員の位置付けや役割については、より重要視されるはずです。皆さん方からは「質の高い区民サービスを提供していくためには、より一層の公務能率の向上に努めていかなければなりません」という認識が示されました。質の高い区民サービスを提供していくことは私どもとしても当然目指すべきところですが、職員の賃金を抑制することが公務能率の向上につながるものではありません。

区民サービスの向上に向け、日夜奮闘をしている職員が自信と誇りを持って職務に邁進できる賃金水準と人事制度の構築を求めます。

次に、担当技能長の配置についてです。

職員の豊富な知識や経験を活かすために、「担当技能長職」が新設されました。皆さん方からは昨年度の昇任選考の実施状況を取りまとめ、結果について検証するとの発言がありました。結果の情報提供は勿論のこと、統一交渉で妥結した内容と異なる運用がされている区については、制度趣旨を踏まえた指導をするよう再度求めます。

次に、技能主任の任用資格基準についてです。

皆さん方からはこの間、「課題があると認められるときには、適切な検討を行ってまいりたい」との考え方方が示されています。

先日、青年部の組合員より、せっかく新規採用で入った仲間が、賃金の低さから将来に不安を感じ、退職したとの報告を受けました。私どもとしても大変残念であり、青年部からも改めて若年層の賃金水準の引上げについて、強い要望を受けているところです。数年努力すれば技能主任への昇任機会を得られるということで、仕事に対するモチベーションを保つことは可能と考えますが、最短で10年間も待たなければならないというのは、

あまりに長すぎます。将来の清掃事業を担う貴重な人材が、将来に希望を持って働き続けるためには、技能主任の任用資格基準の緩和は不可欠です。

次に、雇用と年金の接続についてです。

皆さん方から、政府の動向を引き続き注視し、特別区に与える影響について、慎重に分析してまいりたいとの考えが示されました。

年金の支給年齢が段階的に引き上げられる中、再任用職員の公的年金が支給されない期間が長くなっています。高齢職員の経験と知識を活用するしながらも、賃金については据え置かれたままとなっています。定年延長については、私どもも注視をしている課題ですが、特別区の実態を踏まえた早急な検討を求めます。

最後に、会計年度任用職員制度についてです。

現在、各区において条例改正に向けた協議が進められております。清掃の職場においては、様々な形で臨時・非常勤職員が活用されている一方で、人員の確保が年々厳しくなっているという実情も報告されています。必要な人員を確保するためにも、改正法の趣旨に沿った制度を各区において構築することを求めます。

時間が限られている中で、清掃事業全般といくつかの課題のみ申し上げさせていただきました。基準日主義の廃止を始めとする一時金関連要求について、現行どおりとする回答は遺憾と言わざるを得ません。

夏季一時金の支給月数については、支給時期も迫ってきており、現時点においてはやむを得ないものと受け止めますが、引き続き、今後の労使協議によって解決を図るべき課題であることを申し上げておきます。

私からは以上です。

〈当局〉

ただいま、清掃労組の皆さんの方について、改めて伺いました。

夏季一時金の支給月数については、私どもの判断をご了解いただきましてありがとうございます。

今年度の特別給については、今後、国、他団体の動向等を踏まえ、皆さんと協議してまいりたいと考えております。

なお、皆さんから、担当技能長の配置に関する再度の求めがありましたが、先ほど申し上げましたように、昨年度の昇任選考の実施状況について検証した上で、引き続き、適正な制度運用が図られるよう、各区と共有してまいりたいと考えております。